



裁判勝っても保障なく

親が離婚した未成年の子は全国で22万人を超える(2014年、厚生労働省調べ)。別居する親子が定期的に会う「面会交流」は11年に改正した民法で初めて明文化され、子の利益を最優先に協議するように促しているが、14年の日本弁護士連合会(日弁連)調査では、子と別居している親の4割が面会でできていないことが明らかになった。親子がなぜ会えないのか。課題を追った。

◆ 県内に住む幸二さん

「わが子に会いたい」

離婚と面会交流

40代、仮名Ⅱは、街で家族連れを見るのがつらい。元妻が離婚前に実家に連れ帰ったまま、2年間会えずにいる小学生の息子を思い出すからだ。「なぜ自分だけこうなってしまったんだろう」

息子と会話ししたのは、離婚調停中の「面会交流」が最後だった。肌寒い日、待ち合わせ場所の公園の入り口に15分前に着き、「会わない間に嫌われていないかな」とどきどきしながら待った。心配を

よそに、息子は「パパ!」と全力で駆け寄ってきた。鬼ごっこやボール投げといったいつもの遊びに、息子は歓声を上げた。幸二さんは同居中に風呂で遊んだことや、送迎をした車内でのたわいない会話を思い出し、胸が熱くなった。

「次も会おうね」という父子の約束は、かなわなかった。離婚成立から少したち、次回の日程調整を求めるメールを元妻に送ったが、連絡が途絶えた。親権を譲った直後の「強行」だった。

静岡家裁に面会交流を求める調停を起したⅡが、不成立になった。審判に移行して「月に1回、市内で2時間程度面会をする」と念願の決定を受けたが、元妻は不服として東京高裁に抗告。高裁が棄却すると、さらに特別抗告をした。高裁は退け、幸二さんの勝訴が確定した。それでも元妻は、息子を会わせようとしていない。

決定確定後、同居の親が面会に応じない場合は

お金を求める間接強制という手段がある。しかし幸二さんには、元妻に送った養育費の一部が「罰金」名目で返ってくるだけに思える。「裁判に勝ち続けても、願いはかなわない。仕事を休んで法廷闘争に時間を費やす間、息子は成長してしまっ

てしまっ」

養育者を自分に変更するよう請求することもできるが、幸二さんは転校など息子の負担を考えるとためらってしまっ。「面会交流」が離婚時の協議事項として改正民法に明文化され、夫婦の感情的な対立とは別に、子の視点から検討するよう求めた意義は大きい。しかし、別居する親子が会える保障はない。幸二さんのように裁判を通じて取り決めても、守らない親への強制力はなく、課題は残ったままだ。面会交流問題に詳しい馬場陽弁護士Ⅱ名古屋大法学大学院非常勤講師Ⅱは

「現状では子どもの利益を守れない」と警鐘を鳴らす。

忘れられるのが怖くて、幸二さんは昨秋、息子の運動会に行った。一瞬目が合った息子に顔を背けられ、「嫌われている」と感じた。愛情を直接伝えるチャンスがないまま、年があけた。「打つ手なし」の絶望的な状況は疲弊を招き、最近では「面会を諦めれば、自分が前に進むことができるとさえ思い始めた。

「息子との思い出の品もなくなってしまう」と語る幸二さん。昨年12月

Q 面会交流 面会交流は過去に面接交渉と呼ばれ、50年以上の歴史がある。基本的には両親間の協議に任されているが、協議離婚ではなく、裁判所での調停や審判、訴訟では、面会交流について具体的な頻度や場所を決めることが多い。厚労省によると、現在、親権は8割が母親であり、離別親は圧倒的に父親が多い。2014年、県内の離婚件数は6400件。離婚件数は減少傾向にある一方、静岡家裁によると、面会交流を求める調停の申立件数は県内で340件で、10年前の倍以上だった。増加の背景には、男性の育児に対する意識の高まりがあると思われる。

静岡新聞

夕刊

1月27日(水)

〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-1
静岡新聞社
 電話(054)282-1111
 月決め2,900円(本体2,685円 消費税215円)
 1部50円(消費税込み)
 ©静岡新聞社2016
 浜松総局 浜松市中区旭町11-1
 フレスター内
 電話(053)455-3355
 沼津市魚町1
 サンフロント内
 電話(055)962-0380
 東部総局

公益財団法人
SBS静岡
 人間ドック
 女性健診
 特定健診

こちら女性編集室

Women's CHOICE